○総務省令第二十一号

地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百九号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

総務大臣　高市　早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の七中第二十三号を第二十五号とし、第十七号から第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、第十六号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八　法第七十二条の三十二の二第四項又は第七項の規定による通知

第一条の七第十五号の次に次の一号を加える。

十六　法第五十三条第五十三項若しくは第五十六項又は第三百二十一条の八第四十九項若しくは第五十二項の規定による通知

第一条の九の七を第一条の九の九とし、第一条の九の六の次に次の二条を加える。

（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者の範囲）

第一条の九の七　法第二十三条第一項第十一号イ(3)及び第二百九十二条第一項第十一号イ(3)に規定する総務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一　その者が住民票に世帯主と記載されている場合　その者と同一の世帯に属する者の住民票に住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第四号に掲げる世帯主との続柄（次号及び次条において「世帯主との続柄」という。）が世帯主の未届の夫である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた者

二　その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合　その者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

第一条の九の八　法第二十三条第一項第十二号ハ及び第二百九十二条第一項第十二号ハに規定する総務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一　その者が住民票に世帯主と記載されている場合　その者と同一の世帯に属する者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた者

二　その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合　その者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

第二条の二第三項中「医療費控除」を「医療費控除額の控除」に改め、同条第四項中「第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項」を「第三十四条の二第八項」に、「この省令の施行地に住所を有しない者」を「所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者である者」に、「及び次項」を「から第六項まで」に、「障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除」を「障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除」に改め、「以下この項において「申告者」という。」を削り、「又は所得税法」を「又は同法」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項」を「第三十四条第八項及び第三百十四条の二第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　国外居住者に係る扶養控除額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、又は同法第百九十四条第四項、第百九十五条第四項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

一　次号及び第三号に掲げる場合以外の場合　当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ　所得税法施行規則第四十七条の二第七項に規定する書類

ロ　所得税法施行規則第四十七条の二第八項に規定する書類

二　当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(1)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(1)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除に関する事項を記載する場合　当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ　前号イに掲げる書類

ロ　前号ロに掲げる書類

ハ　所得税法施行規則第四十七条の二第九項に規定する書類

三　当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(3)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除に関する事項を記載する場合　当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ　第一号イに掲げる書類

ロ　所得税法施行規則第四十七条の二第十項に規定する書類

第二条の三第三項中「前条第六項」を「前条第七項」に、「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同条第四項中「前条第七項」を「前条第八項」に、「前条第五項」を「前条第六項」に改める。

第二条の三の二の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「給与所得者の扶養親族等申告書」を「給与所得者の扶養親族等申告書等」に改める。

第二条の三の三の見出し中「給与所得者の扶養親族等申告書等」を「給与所得者の扶養親族申告書等」に改め、同条第一項中「第四十五条の三の二第一項第四号及び第三百十七条の三の二第一項第四号」を「第四十五条の三の二第一項第三号及び第三百十七条の三の二第一項第三号」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同条第三項中「給与所得者の扶養親族等申告書又は」を「給与所得者の扶養親族申告書又は」に、「「給与所得者の扶養親族等申告書等」」を「「給与所得者の扶養親族申告書等」」に、「当該給与所得者の扶養親族等申告書等」を「当該給与所得者の扶養親族申告書等」に、「給与所得者の扶養親族等申告書等には」を「給与所得者の扶養親族申告書等には」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　給与所得者の扶養親族申告書等

二　第二条の三の五第一項に規定する公的年金等受給者の扶養親族申告書

第二条の三の三第五項及び第六項中「給与所得者の扶養親族等申告書等」を「給与所得者の扶養親族申告書等」に改め、同条第九項中「給与所得者の扶養親族等申告書」を「給与所得者の扶養親族申告書」に改め、同条第十項中「給与所得者の扶養親族等申告書」を「給与所得者の扶養親族申告書」に、「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に改め、同条第十一項中「給与所得者の扶養親族等申告書」を「給与所得者の扶養親族申告書」に改める。

第二条の三の四の見出し及び同条第一項第一号中「給与所得者の扶養親族等申告書」を「給与所得者の扶養親族申告書」に改める。